

	項目	ご留意いただきたいこと								
1.	でんさいライトサービスに	でんさいライトは、インターネットバンキング契約がなくてもでん								
	ついて	さい*1 を利用できるサービスです。基本手数料はかかりません。								
		インターネットに接続できる環境、全銀電子債権ネットワーク社								
		(以下、「でんさいネット」という) 所定のインターネットブラウ								
		ザがあれば、現在お使いのパソコン・スマートフォン・タブレット								
		を通じてご利用いただくことができます(専用のアプリをインスト								
		ールする必要はありません)。								
2.	利用料	▶ でんさいライトを利用して記録請求を行う場合および FAX 通知								
		を利用する場合には、でんさいネットが定める利用料 (手数料)								
		(※1) を、でんさいネット宛にお支払いいただきます (※2)。								
		(※1)でんさいネットが定める利用料(手数料)の金額は、で								
		んさいネットのウェブサイト上に掲示していますのでご確								
		認ください。								
		(※2) お客様から予めお届出いただく手数料引落口座からでん								
		さいネット所定の日に引き落とします。								
		▶ 利用契約の解約または解除時においてでんさいネットへの未払手								
		数料等がある場合には、でんさいネット所定の引落日に手数料引								
		落口座から引き落とします。								
		▶ でんさいネットが定める利用料 (手数料) 以外に、当組合が窓口								
		金融機関*2 として定める利用料 (手数料) がかかる場合がありま								
		<u>す。</u>								
3.	サービスの提供時間	▶ でんさいライトは、営業日の午前8時から午後7時までご利用い								
	(営業日・営業時間)	ただけます(※)。なお、当日付で取り扱う記録請求については								
		午後3時までに行う必要がありますのでご注意ください。								
		▶ 届出事項の変更その他のお取引店が受け付けることとしているサ								
		<u>ービスの受付時間は、</u> 営業日の午前9時から午後2時まです <u>。</u>								
		(※) サービス提供日・提供時間は事前に通知することなく変更								
		することがあります。また、サービス終了時刻間際に操作さ								
		れた場合など、お手続いただく時間帯によっては当日中に手								
		続が完了しない場合やご利用いただけない場合がありますの								
		でご了承ください。								





	項目	ご留意いただきたいこと								
4.	利用環境	▶ でんさいライトはでんさいネット所定の環境でご利用いただく必								
		要があります。でんさいネット所定の利用環境については、でん								
		さいネットのウェブサイト上でご案内します。								
5.	利用申込	▶ でんさいライトサービスをご利用いただくに当たって、当組合に								
		おいて審査を行います。審査の結果、お客様のご希望に添えない								
		場合がございます。								
		▶ また、ご利用の開始に当たって、でんさいネットからお客様宛に								
		でんさいライトの管理者 ID、初期パスワード等を記載した通知								
		を発送いたします。								
		▶ なお、でんさいライトサービスでは、保証利用限定特約はお取扱								
		いしておりません。								
6.	でんさいライトで	▶ でんさいライトでは、以下の①~③のサービスはご利用いただく								
	利用できないサービス	ことはできません。								
		① 単独保証記録*3の請求・承諾								
		② 指定許可*4 先の登録								
		③ 譲渡記録請求時の債権金額指定(譲渡記録請求時に、譲渡								
		するでんさいを一意に特定するキー項目として「債権金								
		額」を指定できる機能のことをいいます。)								
7.	決済口座、手数料引落口座	▶ でんさいライトサービスのお申込に当たっては、決済口座(※)								
	の届出および制限事項	および手数料引落口座を窓口金融機関にお届出いただく必要があ								
		ります。なお、お申込時における決済口座と手数料引落口座は同								
		一の口座とさせていただきます。								
		(※)決済口座は、1利用契約ごとに単一の決済口座とする必要								
		があります。								



	項目	ご留意いただきたいこと								
8.	利用者番号	≻ お客様には、1法人(個人事業主である場合には1人)につき1								
		つの利用者番号を付与いたします。								
		▶複数の窓口金融機関をご利用する場合であっても、利用者番号は								
		同一 (1つ) です。								
		▶でんさいライトと窓口金融機関が提供するインターネットバンキ								
		ング等を通じたでんさいネットサービスを併用する場合であって								
		も、利用者番号は同一(1つ)です。								
		(※例えば、法人のお客様が本社と支社で異なる窓口金融機関を								
		ご利用になる場合であっても、利用者番号は同一(1つ)で								
		す。)								
		(※すでに利用者番号をお持ちのお客様が、別の参加金融機関に								
		利用申込をされる場合には、その利用者番号をお申し出くだ								
		さい。誤って2つの利用者番号が付与され、後日、その事実								
		が判明した場合には、早く通知された利用者番号に名寄せを								
		させていただきます。)								
9.	でんさいライトの	➤ お客様は、5.の通知でお知らせする管理者 ID、23.でご登録いた								
	ユーザ管理等	だく利用者 ID およびそれらに付随するパスワードその他の情報								
		ならびにでんさいライトサービスのご利用に当たって必要な機器								
		等については、お客様ご自身の責任において厳重に管理する必要								
		があります。なお、お客様が管理者 ID のパスワードについて、								
		でんさいネット所定の回数を超えて連続して届出と異なるパスワ								
		ードを入力した場合、でんさいネットはお客様に事前に通知する								
		ことなく、管理者 ID の利用を停止します。利用を停止された管								
		理者 ID の利用を再開するためには、でんさいネット所定の手続								
		が必要となります。また、管理者 ID・パスワードを失念した場								
		合、でんさいネット所定の手続を行うことにより管理者 ID・パ								
		スワードの再発行を申請することができます。								
10.	でんさいの発生	> でんさいライトサービスの利用者を債務者とするでんさいを発生								
	(手形の振出に相当) 	させる際の債権金額は、1円以上 100 万円以下です。 債権金額								
		は、1円単位で設定いただけます。なお、でんさいの受取に際し								
		ては、上記の金額制限は適用されません。								
		▶ でんさいの支払期日(手形のサイト)は、電子記録年月日(でんした。								
		さいの発生日)から起算して3営業日を経過した日以降で10年後								
		の応当日までの範囲で設定いただけます。								





	項目	ご留意いただきたいこと							
11.	でんさいの譲渡	▶ でんさいを譲渡する場合は、原則として当該でんさいを保証して							
	(手形の裏書に相当)	いただく取扱いになります(手形の裏書に相当)。すなわち、債							
		務者が支払えなかった場合には(支払不能*5)、でんさいを譲渡							
		したお客様は、債権者に対して、支払義務を負うことになりま							
		.							
		なお、でんさいを譲渡する際には、1円以上100万円以下との制							
		限は適用されません。							
		▶債権者利用限定特約(でんさいの債務者とはならない特約)を締							
		結したお客様であっても、でんさいを譲渡する場合は、原則とし							
		て当該でんさいを保証する取扱いになります。							
12.	でんさいの分割譲渡	▶でんさいは、債権金額を二つに分割して、片方のでんさいを譲渡							
		することができます。							
		(※例:1,000 万円のでんさいのうち、800 万円を分割譲渡し、							
		残りの200万円のでんさいを自分の債権として保有。)							
		▶ 分割のみの取扱いはできません。							
13.	でんさいの取消等	> でんさいの発生、譲渡等は、記録日から起算して最大5営業日							
		(記録日から支払期日までの日数により異なります。) の間、発							
		生、譲渡等の記録請求をしたお客様の相手方が単独で取り消すこ							
		とができます(取消可能な期間を経過した場合は、「でんさいの							
		記録内容の変更」の手続きが必要になります。)							
14.	でんさいの記録内容の変更	▶ 利害関係者全員のご承諾が無いと、でんさいの記録内容を変更す							
		ることはできません。							
		(※利害関係者が3名以上いる場合、でんさいの記録内容の変更							
		が非常に困難になることがあります。でんさいの記録請求							
		は、内容をよくご確認のうえ、行ってください。)							
		▶でんさいライトの利用者を債務者とするでんさいについて債権金							
		額を変更する場合、1円以上 100 万円以下の範囲で変更いただけ							
		ます。							





	項目	ご留意いただきたいこと
15.	記録請求の制限期間	> でんさいの支払期日が近づくと、支払準備のため、記録請求が制
		限されます。
		(※例えば、譲渡や分割譲渡の記録請求は、対象となるでんさい
		の支払期日の3営業日前までに行う必要があります。詳しく
		は、「ご参考2」をご参照ください。)
16.	電子記録および通知	▶でんさいネットがお客様から記録請求を受け付けたこと等によ
		り、電子記録を行った場合、お客様から予めお届出いただいた電
		子メールアドレス宛の電子メールやでんさいライトのウェブサイ
		ト画面上での表示により、その電子記録の内容を通知します
		(※)。
		(※) 口座間送金決済による支払等記録などの一部の電子記録を
		除きます。
17.	でんさいの決済(支払い)	> でんさいの決済(支払い)は、「口座間送金決済」により行いま
	(口座間送金決済*6)	す。債務者のお客様は、当該でんさいの口座間送金決済に間に合
		うよう、支払期日の前営業日までに決済口座に資金をご準備くだ
		さい。
		▶ 支払期日に口座間送金決済による支払いができない場合、債務者 のお客様にはまれる他の公(毛形の石油の公)が利
		のお客様には支払不能処分(手形の不渡処分と同様の処分)が科 されます。
		(※詳しくは、「19. 支払不能処分制度」をご参照ください。)
		→ 支払資金は、支払期日に債権者口座に送金されます。ただし、債
		権者口座への入金時間は、債務者の資金準備状況などによって異
		なります。
		► 債務者と債権者の間の取り決めにより、口座間送金決済以外の方
		法で支払いをした場合であっても、支払期日の3営業日前までに
		支払等記録が記録されていない場合は、口座間送金決済が行われ
		ます。
		> 債務者に支払不能が発生した場合、当該でんさいの譲渡に際して
		保証をした譲渡人は、債権者に対して、支払義務を負います。
		▶電子記録保証人*7 が債務者に代わって支払いをし、かつ、支払者
		として支払等記録を記録した場合、特別求償権*8 を取得します。
		電子記録保証人はご自身より前に記録されているすべての電子記
		録保証人および債務者に対して、求償することができます。





	項目	ご留意いただきたいこと
18.	口座間送金決済の中止	▶債務者のお客様は、契約不履行等、でんさいの支払いを中止する 正当な理由がある場合、債権者の同意がなくても、口座間送金決済を中止することができます。ただし、この場合でも口座間送金決済が行われていないため、「支払不能」として取り扱われ、支払不能処分の対象となりますので、必ず窓口金融機関(お取引店)を通じて口座間送金決済の中止の依頼と併せて異議申立をしてください。 (※詳しくは、「20. 異議申立の手続」をご参照ください。)
19.	支払不能処分制度(電子交 換所の取引停止処分制度に 相当)	 ▶ 支払期日に口座間送金決済による支払いができなかった場合(支払不能)、当該債務者のお客様には、原則として支払不能処分が科されます。 ▶ 支払不能処分の主な内容は、以下のとおりです。 ・でんさいの債務者に1回目の支払不能があった場合、この情報はすべての参加金融機関に対して通知されます。 ・1回目の支払不能となったでんさいの支払期日から6か月以内に2回目の支払不能があった場合、当該債務者に対して、2年間の「取引停止処分」が科されます。この情報はすべての参加金融機関に対して通知されます。「取引停止処分」が適用された債務者は、「債務者利用停止措置」および「参加金融機関との間の貸出取引禁止」が科されます。 ▶ 同日に複数のでんさいが支払不能となった場合は、1回とカウントします。 ▶ 電子交換所の取引停止処分制度とは別の制度ですので、手形の不渡加公回数との合質はいたしません
20.	異議申立の手続	渡処分回数との合算はいたしません。 > 契約不履行等、でんさいの支払いを中止する正当な理由がある場合に口座間送金決済を中止するときは、債務者のお客様は異議申立をすることにより、支払不能処分を猶予してもらうことができます。 > ただし、債務者のお客様が異議申立をする場合には、支払期日の前営業日までに窓口金融機関(お取引店)にその旨の申し出をしていただき、支払期日までに債権金額相当額(異議申立預託金)を窓口金融機関(お取引店)にお預けいただくことが必要です。 (※異議申立預託金は、異議申立の手続が終了したときに返還します。)





	項目	ご留意いただきたいこと								
21.	でんさい割引申込等通知	▶お客様の窓口金融機関が、でんさい割引を提供している場合であ								
		って、当該でんさい割引の申込の受付およびその諾否の回答にで								
		んさいライトを使用することとしているときに限って、でんさい								
		ライトによりそれらのサービスをご利用いただくことができま								
		す。窓口金融機関における取扱い状況については各窓口金融機関								
		宛にお問い合わせください。								
22.	記録事項の開示	> 「記録事項」の開示請求ができる方は、当該でんさいの利害関係								
		者(債務者、債権者、電子記録保証人(でんさいの譲渡人を含								
		む。)) とその窓口金融機関です。								
		▶でんさいライトでは、最新債権情報開示(※)および定例発行方								
		式の残高証明書の発行請求を行うことができます。その他の開示								
		請求については、お取引店宛にお申し出ください(定例発行方式								
		の残高証明書は、お取引店宛に発行請求していただくことも可能								
		です。)。								
		(※)でんさいの電子記録事項のうち請求時点の債権の金額、支								
		払期日等、債務者、債権者、電子記録保証人の情報の開示請								
		求(でんさいライトのウェブサイト画面上で表示され、閲覧								
		することができます。)								
23.	届出とその変更手続	▶ 以下の①~⑥の事項については、でんさいライトのウェブサイ								
		ト画面上でご入力いただくことによりでんさいネットへの届出								
		や変更を行うことができます。								
		①利用者 ID(管理者 ID は含みません。)								
		②利用者 ID(管理者 ID を含みます。)に係るパスワード								
		③利用者 ID(管理者 ID を含みます。)に係る携帯電話番号								
		④利用者 ID(管理者 ID を含みます。)に係る電子メールアド								
		レス								
		⑤FAX 番号								
		⑥記録請求の制限等の設定								
		▶ 上記①~⑥以外の事項については、窓口金融機関宛にお届出く								
		ださい。								
24.	他の記録機関との関係	▶でんさいネットと提携した他の電子債権記録機関の電子記録債権								
	(記録機関変更記録)	を、特定記録機関変更記録によりでんさいネットに移動すること								
		で、でんさいネットでお取扱いすることができます。								
		▶なお、でんさいネットのでんさいは、他の電子債権記録機関に移								
		動することはできません。								





	項目	ご留意いただきたいこと
25.	記録請求等の方法の変更	▶ でんさいライトサービスから窓口金融機関(お取引店)を通じて
	(チャネル移行)	記録請求等を行う方法に変更することができます。変更手続の方
		法等については窓口金融機関(お取引店)宛にお問い合わせくだ
		さい。なお、お取扱いの状況により、直ちに変更できない場合も
		<u>あります。</u>
26.	お客様のご都合による	▶ でんさいライトサービスの利用契約の解約を希望される場合、
	利用契約の解約	当組合所定の手続により、お取引店宛に解約をお申し出いただ
		くことができます。
		▶ 解約の効力は、解約しようとするでんさいライトサービスの利
		用契約に係る以下の①~③のでんさいの全部が消滅したことを
		支払等記録によってでんさいネットが確認した時に生じます。
		① お客様を債務者とするでんさい
		② お客様を電子記録保証人とするでんさい
		③ お客様を債権者とするでんさい
27.	利用契約の解除	▶ お客様が以下の①~⑥の事由のいずれかに該当する場合、でん
		さいネットおよび当組合はでんさいライトサービスの利用契約
		を解除することができます。
		① でんさいネット業務規程等で定める利用契約の解除事由に
		該当した場合
		② お客様の財産について仮差押、保全差押、差押または競売
		手続開始があった場合
		③ お客様の信用状態に重大な変化が生じたとでんさいネット が判断した場合
		④ 解散その他営業活動を停止した場合
		⑤ 2.のでんさいネット所定の利用料(手数料)等を 2 か月連
		続して支払わなかった場合
		⑥ でんさいライトサービスが法令等(マネー・ローンダリン
		グ、テロ資金供与に係る内外法令等を含みます。)や公序良
		俗に反する行為に利用され、またはその恐れがあるとでん
		さいネットが判断した場合、および犯罪等への関与が疑わ
		れる等、相当の事由があるとでんさいネットが判断した場
		合
		▶ 解除の効力は、当組合がお客様に対し、通知する解除日に生じ
		ます。





[ご参考1:説明に使用する用語]

項目	ご注意いただきたいこと
*1 でんさい	でんさいネットが取り扱う電子記録債権のことです。
*2 窓口金融機関	でんさいネットに参加する金融機関のうち、お客様との間で利用契約を締結
	し、お客様の手続き等の窓口となる金融機関のことです。
*3 単独保証記録	単独保証記録とは、でんさいの譲渡を伴わずに、単独で保証人の電子記録保
	証を付すためにする記録です。単独保証記録は、債権者が請求し、電子記録
	保証人が請求を承諾することにより記録されます。
*4 指定許可(機能)	指定許可機能とは、取引先以外からの誤請求を防止するために、予め登録し
	た取引先からのみ、でんさいに関する各種請求を受け付ける機能です。
*5 支払不能	支払期日に口座間送金決済ができなかった状態のことです。
*6 口座間送金決済	債務者の窓口金融機関が支払期日に債務者の口座から債権金額を引き落と
	し、送金を行うことにより、債権者の口座に入金する決済方法のことです。
*7 電子記録保証人	でんさいの債務者に係る債務を保証する旨、保証記録により記録されたお客
	様のことです。通常は、でんさいを譲渡した際のでんさいの譲渡人が、これ
	に該当します。
*8 特別求償権	電子記録保証人が債務者の代わりに支払をし、かつ、支払者として支払等記
	録をした場合に、ご自身より前に記録されているすべての電子記録保証人お
	よび債務者に対して、求償できる権利のことです。



「ご参考2:支払期日前後の記録の制限]

支払期日を基準とした 記録請求日								口座間送金決済実施日			支払等記録日
(でんさいネット必着日) 各種記録請求と制限 (○:記録請求可能) (△:条件付で記録請求可能) (一:記録請求不可)	7銀行営業日前以前	6銀行営業日前	5銀行営業日前	4銀行営業日前	3銀行営業日前	2銀行営業日前	1銀行営業日前	支払期日	1銀行営業日後	2銀行営業日後	3銀行営業日後以降
1. 発生記録請求 (請求者: 債務者)	0	(注10)	(注10)	(注10)	(注10)	_	_	_	_	_	_
(請求者:債権者)	0	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
2. 譲渡記録請求 (請求者: 債権者)	0	(注10)	(注10)	(注10)	(注10)		_	_	_	_	△ (注5)
3. 分割記録請求 (請求者: 債権者)	0	(注10)	(注10)	(注10)	(注10)	_	_	_	_	_	_
4. 支払等記録請求 (口座間送金決済以外の方法で決済した場合)(注1) (請求者: 債権者)	0	0	0	0	0	_	_	△ (注6)	△ (注6)	△ (注6)	0
(請求者:支払者)	(注7)	_	_	_	_	_	_	△ (注6)	△ (注6)	△(注6)	0
5.変更記録請求 (1)住所など利用者属性情報に関する記録を変更する場合 (請求者:債務者、債権者、保証人(注2))	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△ (注8)
(2) 債権金額など利用者属性情報以外の記録を変更する場合(注3) ①利害関係者が債務者と債権者しかいない状態(譲渡や保証が行われる前) a. オンラインで承諾を得る方法(注4) (請求者:債務者、債権者)	0	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
b. 書面で承諾を得る方法 (請求者:債務者、債権者)	0	0	0	0	(注9)	_	_	_	_	_	_
②利害関係者が3名以上いる状態(譲渡や保証が行われた後) (請求者:債務者、債権者、保証人(注2))	0	0	0	0	(注9)	_	_	_	_	_	_

- (注1) 口座間送金決済以外の方法で決済した場合は、自動的に記録されないため、支払等記録請求が必要。
- (注2) でんさいライトサービスの利用契約の場合は、譲渡に随伴する「譲渡保証」をした保証人(譲渡人)。
- (注3)「一」の場合でも、差押えの記録を削除するための変更記録等は可。
- (注4) オンラインで承諾を得る方法で変更できる記録事項は、「債権金額」、「支払期日」、「譲渡先制限の有無」、「発生記録の取消」の4項目のみ。
- (注5) 支払等記録が行われていない場合であって、かつ、債務者が支払不能に関する異議申立をしていない場合に限り可。
- (注6) 債務者の窓口金融機関(仕向金融機関)からでんさいネットに対し、支払不能通知が出された後であれば可(ただし、支払等記録が行われるのは支払期日の3銀行営業日後)。
- (注7) 支払期日以前の支払等記録の請求は、債務者または電子記録保証人に限り可。
- (注8) 債権金額全額について、債務者を支払等をした者とする支払等記録が行われていない場合に限り可。
- (注9) 書面での手続きとなるので、窓口金融機関によって書面の受付期限が異なる。
- (注10) でんさいライトサービスの利用契約の場合は可。

